

商品概要説明書

J A教育ローン（ジャックス保証）

(2024年11月1日現在)

商品名	J A教育ローン（ジャックス保証）
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>※「J A との取引はこれから」という方もご利用できます。 (ご利用に関しては、組合員加入のための出資が必要になります。)</p> <p>○次の条件を満たす方。</p> <p>(1)お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が 75 歳未満の方。</p> <p>(2)安定・継続した収入の見込める方。</p> <p>(3)借換の場合は、借換対象教育ローンで直近 6 ヶ月間に返済遅延がない方。</p> <p>(4)過去に不渡り、遅延等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。</p> <p>(5)住宅ローン利用者向け条件の場合</p> <p>①当 J A にて住宅ローンを契約済みの方。</p> <p>②当 J A にて住宅ローンの申込をし、融資内定済みの方。</p> <p>○教育施設は幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院とします。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>(1)入学、在学中に必要な教育資金。 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等</p> <p>(2)支払い済み教育資金。 申込受付前 3 ヶ月以内に現金で支払いしたもの</p> <p>(3)教育ローンの借換資金。</p> <p>(4)その他、当 J A が認めた教育資金。</p>
借入金額	<p>○10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。</p>
借入期間	<p>○6 ヶ月以上 16 年 10 ヶ月以内（1 ヶ月単位・元金据置期間含む）とします。 元金据置期間の上限は次の通りとなります。</p> <p>①入学前の 7 ヶ月間以内</p> <p>②卒業予定年月までの在学期間以内</p> <p>③卒業後の 3 ヶ月間以内</p> <p>ただし、留年、留学等により卒業年月が延びる場合も、元金据置期間の延長は行わないものとし、借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とします。</p>

借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○お借入利率には、年0.95%の保証料を含みます。なお、住宅ローン契約者の場合の保証料率は、年0.85%となります。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、株式会社ジャックスが必要と判断した場合は保証人が必要です。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…3,300円～55,000円 ②一部繰上返済の場合…無料</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話：076-454-3181）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できません。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>

その他	<ul style="list-style-type: none">○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。○印紙税が別途必要となります。○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
-----	---

J A あおば